

第2次糸満市観光振興基本計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

第2次糸満市観光振興基本計画策定業務

2. 業務の目的

本市は、平成27年度に策定した糸満市観光振興基本計画（以下「現基本計画」という。）において、滞在型観光への転換を図り、各地域の観光まちづくりを推進して、観光客と地域住民との交流機会や経済的な効果を地域活性化につなげていく、持続可能な観光を目指している。

本業務は、現基本計画の施策を検証するとともに、観光の現状と課題を整理、調査分析し、令和3年度に策定した第5次糸満市総合計画において掲げた観光施策の取組を推進する具体的な施策を網羅した「第2次糸満市観光振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するため、観光行政に精通し、基本計画策定に豊富な経験を有する事業者支援業務を委託するものである。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月16日まで

4. 納入場所

本市が指定する場所

5. 業務範囲

本業務は、次に掲げる業務を範囲とする。

- (1) 基本計画策定支援業務
- (2) 基本計画策定検討委員会等の開催支援業務
- (3) 進捗管理手法（KPI）作成業務
- (4) パブリックコメント実施支援業務

6. 業務要件

業務範囲の項目ごとに、最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に、市と選定事業者協議のうえ決定していく。

(1) 基本計画策定支援業務

①基本計画の期間

基本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

②現基本計画の検証

現基本計画の達成状況を本市の現状を踏まえたうえで評価、検証すること。

③各種関連施策との整合性

第5次糸満市総合計画等の本市各種計画、第6次沖縄県観光振興基本計画等の沖縄県各種計画、観光立国推進基本計画等の国の各種計画との整合性を図ること。

④観光を取り巻く状況の整理

国・県の観光動向、観光客の傾向などを整理する。入域観光客数、観光客満足度、宿泊実態等の観光関連データについては、国や沖縄県の統計データを採用し、それらのデータが取得できないものについては、民間事業者のデータを活用すること。

⑤糸満市の観光の現状の整理

(ア) 本市観光資源の現状調査

顕在化している観光資源の他、資源となり得る素材について、文献調査及び現地調査を行い、観光資源の現状をまとめる。その際、教育、福祉等あらゆる分野における事業を観光資源として活用できるかどうか精査、検討すること。

(イ) 市民、観光関連事業所及び観光客に対する糸満市の観光に関する調査
市民や観光関連事業所に対しては、糸満市の観光に関する意識や現在の取組状況等を把握するために、意向調査を実施する。観光客に対しては、糸満市を訪れた市外・県外の方を対象に、糸満市の印象等を把握するために、意向調査を実施する。

⑥観光客に対する基礎調査

「来訪者の属性」など、基本計画立案に向けた基礎調査を行う。一部、観光地糸満の開拓に繋がるような市場調査も織り交ぜ行うこと。

(ア) 来訪者（市内、市外県内、県外国内、外国客）の動態調査

・地域経済分析システム（RESAS）等の既存のデータ、資料で有用なものがあれば積極的に活用し、情報収集や分析を行うこと。

・全キャリア横断型の携帯GPSデータや関連移動データ等を利用し、市内主要観光施設・拠点等の来訪者について動態分析を行うこと。

(イ) 来訪者（市内、市外県内、県外国内、外国客）の静態調査

「アンケート」に基づき、来訪者の「消費動向」及び「満足度」を中心に、その特性の調査、分析を行うこと。

(ウ) その他調査

本業務に効果的と思われる調査があれば、追加で提案すること。

⑦基本計画の作成

上記①から⑥を踏まえ、基本計画を作成する。基本計画に掲載する統計データ等については、出典を明記する。基本計画では、課題から見えてくる目指すべき方向性や具体的施策、推進体制等を示す。

(2) 基本計画策定検討委員会等の開催支援業務

基本計画について調査研究する策定検討委員会及び幹事会、作業部会における次の業務を支援する。

①策定検討委員会の人選

②策定検討委員会(3回)及び幹事会(2回)、作業部会(2回)の配布資料作成及び印刷

③現基本計画の評価と基本計画案に対する提言・助言の取りまとめ

④基本計画案に対する課題の検討

⑤会議録(概要会議録)作成

⑥上記にあげるものの他、会議等の運営に必要な事項

(3) 進捗管理手法(KPI)作成業務

進捗管理の手法について、施策毎に具体的なKPI設定を検討すること。また、進捗管理をする際に必要となる各種様式等を作成すること。

(4) パブリックコメントの実施支援業務

多くの住民からの意見を聴取し、計画に反映するためパブリックコメントを実施する。その手続きに必要なデータ、資料作成等の支援をすること。

7. 実施上の条件

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画(実施体制、事業内容、スケジュール等)を作成し、提出すること。特段の理由により本実施計画を変更する必要がある場合には、事前に市と協議すること。

(2) 受託者は、業務の進捗状況に応じて市が定める監督員と常に密接な連絡を取り、十分な打ち合わせを行うものとし、その指示および監督を受けること。

(3) 受託者は、市と打ち合わせを行った都度、その内容について受託者が書面に記録し、市と確認を取ること。

8. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

成果物の著作権は本市に帰属し、印刷物の著作権は本市が有する。受託者は、本市が請求した時には、以下形式のほか、本市が指定する方法で引き渡された

ものでなければならない。

また、本業務終了後も、成果品に瑕疵が見つかった場合は、本市の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うものとする。

- (1) 業務完了報告書：3部
- (2) 第2次糸満市観光振興基本計画本編：50部
- (3) 第2次糸満市観光振興基本計画概要版：50部
- (4) 上記(1)(2)(3)の電子データ一式
- (5) Adobe Illustrator等の印刷製本に適した形式のデータ
- (6) 基本調査・分析資料等の電子データ(CD-R等)一式

9. 受託者の責務

- (1) 常に管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ、適宜報告すること。
- (2) 関係法令等を遵守し、その適用および運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、個人情報について、糸満市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

10. その他

- (1) 以下の場合には受託者で費用を負担すること。
 - ①本市に著作権がない資料等を業務上使用し利用料等が発生した場合。
 - ②会議等により、場所・機材等の使用料が発生した場合。
- (2) 本委託業務の遂行に関して、受託者が本市または第三者に損害を与えた場合は、受託者がその賠償の責を負うものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項や疑義および変更が生じた場合は、本市と受託者双方にて協議のうえ決定するものとする。
- (4) 本仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。
- (5) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は本市と協議すること。